

群馬工業高等専門学校におけるコンプライアンス推進副責任者の任命について

〔 校 長 裁 定 〕
平成 27 年 3 月 4 日

最終改正 平成 30 年 4 月 1 日

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（機構規則第 121 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおりコンプライアンス推進副責任者を任命し、担当する業務を定める。

記

コンプライアンス推進副責任者	担当する業務
事務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・不正使用の防止を図るために行う，教職員等に対するコンプライアンス教育の受講状況の管理監督 ・教職員が各個人で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
専攻科長	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
一般教科長（人文科学）	<ul style="list-style-type: none"> ・各学科等で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
一般教科長（自然科学）	
機械工学科長	
電子メディア工学科長	
電子情報工学科長	
物質工学科長	
環境都市工学科長	
図書館長	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
情報基盤センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターで管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
地域連携テクノセンター長	
教育研究支援センター長	
総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・各課で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
学生課長	